

# 児童虐待に対する授業改善に関する研究

## —新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科学生における 児童虐待に対する認識の実態からの検討—

吉川 明 守

A study for improvement of lectures on child abuse  
—Consideration from the student's recognition about child abuse among the department of  
preschool education in Niigata Seiryō University Junior College—

Akimori Yoshikawa

### はじめに

いじめによる児童の自殺や虐待による児童の死亡がマスメディアを通して頻繁に報道されている。このような児童の人権侵害が高進し、生命が失われるケースは日常茶飯事のことに感じられる昨今である。虐待による児童の死亡数は、平成12年には、年間に139名であったという報告<sup>1)</sup>や児童虐待の防止等に関する法律施行後2年7か月間に127名であったという報告<sup>2)</sup>がある。この数は虐待によって、おおよそ3日あるいは一週間に一人の割合で児童の尊い命が失われていることを表し、特に139名という数は、平成17年度における12歳までの年間交通事故死傷者数130名を上回る数でもある。したがって、その防止が社会的緊急課題となっていることは周知のとおりである。

児童虐待を引き起こす要因としては、保護者の育児に対する未熟な知識や育児に対するストレス等があげられ、その対策として国及び地方公共団体レベルにおいては、各種の子育て支援施策を立ち上げ、支援事業を展開しているが、冒頭に述べたように虐待によって死亡する児童があとをたたないのが現状である。

これらの施策を効果あるものにするためには、早期の発見・早期の社会的介入が必要と考えられ、国は児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」と記す）で、全ての国民に児童虐待の通告義務を課し、さらに学校や児童福祉施設に勤務する職員等に対しては、児童虐待を発見しやすい立場にあるとして早期発見の努力義務を課している。このように今日の社会的緊急課題である児童虐待防止に対して、学校教員や児童福祉施設職員への社会的期待は大きい。

しかし、玉井ら<sup>4)</sup>の学校教員を対象とした調査によると、教員の児童虐待に関する認識は十分なものではなく、その中でもネグレクトに関しては、幼稚園教諭の認識が最も低いことが指摘されている。被虐待児の約半数が就学前の児童であることを考えると、保育者養成を担っている学校での学習内容のよしあしが児童虐待防止のキーポイントになるといっても過言ではない。したがって、保育者養成校において学生が児童虐待に対してより適切な認識がもてるように授業を構築していくことの社会的意義は大きい。

以上のことから本研究は、保育者養成校の一つである本校の幼児教育学科学生の児童虐待に関する

認識の実態を明らかにすることを目的とし、今後の児童虐待に関する授業改善に役立てるために実施した。なお、保育者養成校以外の学生との比較をするため、A養護学校で「介護等体験」を行った、国立大学教員養成課程の学生にも同様の調査を実施した。

## 方法

### 1 対象

新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科第1学年127名、第2学年120名及神奈川県A養護学校で10月と11月に介護等体験を行った学生（以下、「介護等体験生」と記す）それぞれ16名、合計32名である。詳細は、表1に示す。

表1 対象者

	在籍学年					性別		総数
	1年	2年	3年	4年	大学院	男性	女性	
1年生	127					11	116	127
2年生		120				5	115	120
介護等体験生	0	22	9	0	1	23	9	32

（単位：人）

### 2 調査内容

玉井ら<sup>4)</sup>が平成14年に初任教員に対して、児童虐待に関する調査を実施した際に使用した調査票の中から、今回の調査目的に関係の深い内容である法規定の知識調査の内容と、児童虐待に対するピネット（想定事例）による調査内容を抜き出し、それらに準拠したものを使用した（調査票 および 参照）

なお、ピネットは、玉井らも使用している高橋ら<sup>5)</sup>が作成した40事例のうち、高橋ら自身が回答しにくい事例であるとした1事例を除く、39事例を使用した。39事例は、身体的虐待関連のものが8事例、心理的虐待関連のものが10事例、ネグレクト関連のものが13事例、性的虐待関連のものが8事例であった。

### 3 調査方法

#### (1) 調査票の配票及び回答方法

調査票は、集合方式で配票し、回答は自記式で行った。回答方法は、調査票 問Aに関しては、各ピネット項目について、「全く問題ない」から「わからない」までの6件法から当てはまるものを選択する形式であった。また、調査票 問Bに関しては、各ピネット項目について、「明らかに必要ない」から「明らかに必要ある」までの5件法から当てはまるものを選択する形式であった。（調査票 参照）

回答時間は、30分程度であった。

#### (2) 回収方法・回収率及び調査実施日

回収は回答時間終了後、その場で行った。回収率は100%であった。

#### (3) 調査実施日

新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科第1学年（以下、「1年生」と記す）

平成18年7月21日

新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科第2学年（以下、「2年生」と記す）

平成18年7月9日

介護等体験生

- ・ 10月体験生が平成18年10月6日
- ・ 11月体験生が平成18年11月10日

## 調 査 票

### 1 あなたのことについてお尋ねします。当てはまるところを で囲んでください。

何学年ですか

- ( 1 一年生、 2 二年生、 3 三年生、 4 四年生、 5 大学院生 )

性別をお教えてください

- ( 1 女性、 2 男性 )

将来の志望職種をお教えてください(複数回答可)

- ( 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援教育学校、その他 )

### 2 以下の文章を読み、下記の( )の中の適当と思われるところに をつけてください。

児童福祉法第25条は、「保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適切であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない」として、保護を要する児童についての通告義務を定めている。

- ( 1 . 正しい 2 . 間違っている 3 . わからない )

児童虐待の防止法等に関する法律第5条は、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」として、教師を含めた特定の職種に対して児童虐待の早期発見に努力することを義務づけている。

- ( 1 . 正しい 2 . 間違っている 3 . わからない )

児童虐待の防止法等に関する法律第6条の2項は、「刑法上の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法25条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」として、児童虐待の通告をしたことをもって守秘義務違反にならないことを定めている。

- ( 1 . 正しい 2 . 間違っている 3 . わからない )

### 調査票

下記の各事例に関して、それぞれ二つの質問があります。あなたの考えに最も近い選択肢を選んでその欄の数字を で囲んでください。

《お願い》各事例の状況設定があいまいなところは、自分なりに解釈してお答えください。

【注】問Bで言う「児童福祉の現業機関」とは、児童相談所、福祉事務所のことを言います。

事例1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に乗せておく
事例2	罰として、子どもを夜中まで外に立たしておく
事例3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている
事例4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこをしない
事例5	夜、寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける
事例6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る
事例7	子どもの腹を足で蹴り上げる
事例8	他の兄弟と比べて「お前はダメだ」という
事例9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない
事例10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる
事例11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった
事例12	子どもが嫌がるのに、年齢不相当な早期教育を強要する
事例13	親が洗濯をしなくて、子どもはいつも不衛生な服を着ている
事例14	子どもにタバコの火を押しつける
事例15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う
事例16	親が好みで娘に露出度の高い服を着させる
事例17	親が18歳未満の子どもと性交する
事例18	幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない
事例19	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた
事例20	親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている
事例21	罰として、子どもに長時間正座させる
事例22	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない
事例23	親が思春期の娘の胸を愛撫する
事例24	子どもに「あんたなんか生まれてこなければよかった」としばしば言う
事例25	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない
事例26	子どもの高熱を座薬によって下げて、翌日保育所に連れて行く
事例27	子どもの話し掛けを一切無視して答えない
事例28	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける
事例29	親が酒に酔うと、子どもを叩いている
事例30	罰として、子どもの頭をつるつるに刺る
事例31	家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない
事例32	親が子どもの性器を愛撫する
事例33	親が子どもの世話を嫌がり、ミルクを与える回数が不足している
事例34	親が性交の様子も含めて自分の異性体験について子どもに話す
事例35	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる
事例36	子どもに慢性疾患があり、生命の危険があるのに、病院に連れて行かない
事例37	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない
事例38	親が子どもを叩いたら、あざができた
事例39	親が子どもにポルノビデオを見せる

問A 左記の行為を虐待や 放任だと思いますか						問B 児童福祉の現業機関に 連絡や通告をする必要 があると思いますか				
全く 問題 ない	あ ま り 問 題 な い	虐 待 や 放 任 で は な い が 不 適 切 だ	虐 待 や 放 任 の 疑 い が あ る	虐 待 ま た は 放 任 で あ る	わ か ら な い	明 ら か に 必 要 な い	多 分 必 要 な い	ど ち ら と も い え な い	多 分 必 要 あ る	明 ら か に 必 要 あ る
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5

今までの回答における判断基準の知識は、なにかから得たものですか。当てはまるものに をしてください。複数回答可。また、授業を選択した場合は科目名も記入願います。

( 1 新聞やラジオ・テレビ放送等のマスメディア 2 講義 科目名: 3 その他 )

## 結果及び考察

以下、質問票の項目ごとに集計結果を示し、簡単な分析を加える。

### 1 対象者の志望職種

対象者の志望職種は、当然のことながら本校学生のほとんどが幼児教育・保育に関する職種を志望しており、介護等体験生は、中学校や高等学校教諭を志望しているものが多かった。また、介護等体験生が「その他」としてあげている職種は、大学教員・研究者がほとんどであった。このように対象者の多くは、教育や保育に関わる職種を志望していた。(表2参照)

表2 志望職種

	保育所 保育士	幼稚園 教諭	小学校 教諭	中学校 教諭	高等学校 教諭	特別支援 学校教諭	福祉施設 職員	その他
1年生	80.3	48.8	0	0	0	0	11	4.7
2年生	79.2	21.7	0	0	0	0	6.7	6.7
介護等体験生	0	0	6.3	50	37.5	3.1	0	28.1

(単位：%)

### 2 法規定の知識

今回調査した児童虐待に関する法知識、すなわち児童虐待の通告義務、学校及び児童福祉施設等の教職員の早期発見努力義務、通告行為と守秘義務との関連規定について、介護等体験生群の正答率と1・2年生群との正答率を比較すると、1年生群で6.8%から14.6%、2年生群において16.4%から25.6%正答率が高かった。(表3参照)

表3 児童福祉法第25条(虐待の通告義務)、児童虐待の防止等に関する法律第5条(教職員の早期発見努力義務)、児童虐待の防止等に関する法律第6条第2項(通告行為と守秘義務との関連規定)に関する知識

		児童福祉法第25条	児童虐待防止法 第5条	児童虐待防止法 第6条第2項
正しい	1年生	73.2	69.3	74
	2年生	85	83.3	75.8
	介護等体験生	59.4	62.5	59.4
間違っている	1年生	5.5	5.5	3.9
	2年生	8.3	9.2	4.2
	介護等体験生	9.4	9.4	9.4
わからない	1年生	21.3	25.2	22
	2年生	6.7	7.5	20
	介護等体験生	31.3	28.1	31.3

(単位：%)

このことは、小学校・中学校・高等学校教員養成課程に学ぶ学生よりも、本校幼児教育学科で学ぶ学生のほうが児童虐待に関する正確な知識があることと同時に、1年生よりも2年生のほうがより正確な知識があることを示唆していると推察された。

また、正答率と授業との関連においては、授業で得た知識を判断基準に加えて回答している学生群

ほど、正答率が高く（表3及び表4参照）授業内容が正答率に大いに関与していたことが推察された。つまり回答の判断基準として、各学生群は先行研究と同様に、高い割合で「新聞やTV報道」などマスコミを情報源としてあげていたものの、各学生群間の割合は類似のものであったこと（表4参照）

授業科目の講義で得た知識を情報源としてあげていた割合は、各学生群間で大きく異なり、その割合の高い2年生群、1年生群、介護等体験生群の順で正答率が高かったこと（表3及び表4参照）この2点から推察された。

表4 回答の判断基準の知識は、なにから得たものか

	1年生	2年生	介護等体験生
マスコミ	87.4	76.7	78.1
講義	54.3	84.2	12.5
その他	10.2	11.7	34.4

注：複数回答あり

（単位：％）

これらのことと1・2年生群の正答率が全ての法において、ほぼ70%以上の高い正答率であったことから、本校幼児教育学科で取り上げられている児童虐待に関する法知識における授業の展開については、法文の習得を図るうえでは満足できるものと考えられた。このことは才村らの「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」<sup>7)</sup>における幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭のいずれの調査群よりも、本校幼児教育学科1・2年生群の正答率が高いことから支持されたと考えられた。

### 3 ビネット調査

#### (1) 虐待の認識（調査票 問A）

虐待想定事例文で各ビネットの行動を「虐待または放任である」や「虐待あるいは放任の疑いがある」との回答を正答とし、70%以上の正答率であったビネット数を1・2年生群と介護等体験生群とで比較すると、心理的虐待・ネグレクト・性的虐待に関するビネットにおいては類似であったが、身体的虐待に関するビネットでは、1年生群において8事例中8事例（事例2、7、11、14、19、21、29、38）2年生群において8事例中7事例（事例：2、7、11、14、19、29、38）介護等体験生群において8事例中5事例（事例7、14、19、29、38）と1・2年生群のほうが多かった。（表5参照）

また、「全く問題ない」や「あまり問題ない」とする誤回答の合計が20%以上のビネット数を1・2年生群と介護等体験生群とで比較すると、身体的虐待（1年生：0、2年生：0、介護等体験生：事例2、11、21の3事例）・心理的虐待（1年生：0、2年生：0、介護等体験生：事例4の1事例）・ネグレクト（1年生：事例3の1事例、2年生：0、介護等体験生：事例3、5の2事例）に関するビネットにおいて、介護等体験生群よりも1・2年生群のほうが少なかった。（表5参照）

これらのことから、本校幼児教育学科で学ぶ学生は、小学校・中学校・高等学校教員養成課程に学ぶ介護等体験生よりも、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトに分類される行為において、認識が高いことが示唆された。

しかし、介護等体験生群においては、授業で得た知識を判断基準にして回答していた割合が極めて少なかったため（表4参照）この結果と授業との関連を検討することは困難であると考えられた。

なお、各学生群ともに「全く問題ない」や「あまり問題ない」とする誤回答率が20%以上であった性的虐待に関する事例6のビネットについては、1・2年生群のほうが介護等体験生群よりも高く、

約過半数の学生が問題と認識しない行動であると回答していた。この事例6のビネットの行動は、現在のわが国の「児童虐待の定義」には、合致しないものの、欧米では性的虐待に該当するMaltreatment（不適切なかかわり）の範疇にある行為である。つまり厳密には現在のわが国の定義においては、虐待行動と認識していなくても誤りとはいえないものの、不適切な関わりであることには変わりはない。

欧米と同様にこのMaltreatmentをわが国においても明確に「児童虐待の行為」に位置づける提案もされており、平成10年度以降、これらの行為を児童虐待行為と位置づけて、厚生労働省や文部科学省が関与する調査研究<sup>4)5)6)7)</sup>も行われている。また、今回使用したビネットは、「児童の権利条約」の規定にあるMaltreatmentに準拠して開発されたアセスメントでもある<sup>6)</sup>。これらのことから今後は、厚生労働行政や文部科学行政とそれぞれの現場における処遇の一貫性を確保するという観点に立てば、現在のわが国の「児童虐待の定義」に合致しないMaltreatmentも児童虐待行為と同様な行為であると認識していく必要があると考えられる。

今回の調査では、前述の事例6の他に同類の事例11においても2年生群では11.8%の学生が「不適切なかかわりである」とさえ認識していなかった。

したがって、今後の授業においては、Maltreatmentに該当する行為全てを虐待に類する行為として、認識していけるような工夫が求められると考察された。

## (2) 通告の意識（調査票 問B）

虐待想定事例文で各ビネットの行動について、児童相談所・福祉事務所等の現業機関に連絡・通告することを「多分必要ある」や「明らかに必要ある」と回答があったものを「通報の意識がある」と判断し、通報率をみると、表6の通りであった。この通報率を「虐待または放任である」や「虐待あるいは放任の疑いがある」と回答した各ビネットの正答率と比較すると、1年生群で39事例中37事例（事例1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39）、2年生群で39事例中26事例（事例1、2、3、4、5、7、8、9、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、24、29、30、33、35、36、37、38）、介護等体験生群で39事例中28事例（事例1、2、4、5、6、7、8、9、11、12、13、16、18、19、20、21、22、24、26、27、29、30、31、34、35、37、38、39）のビネットが低い値を示した。（表5及び表6参照）

また、正答率と比較して通報率のほうが20%以上低い値を示したものは、1年生群で39事例中10事例（事例1、2、4、8、11、15、21、22、31、34）、2年生群で39事例中3事例（事例8、15、30）、介護等体験生群で39事例中3事例（事例2、4、11）のビネットであった。（表5及び表6参照）

これらのことは、ほとんどのビネット行為について、「虐待や放任」あるいは「虐待や放任の疑い」と認識があったとしても、通報するにはいたらないと考える傾向が、教員・福祉関係職員等を対象とした先行研究の結果と同様に、各学生群に存在することを示唆し、同時にそれは「通告の義務規定」を介護等体験生よりも習得していたと推察された1年生群に顕著であることも示唆していると考えられた。

このことは、本校幼児教育学科の学生が、児童虐待に関する法律に関して、法文を習得していてもそれが行動規範なりえていないことを現していると推察された。平成16年の児童虐待防止法の大規模改正では、これまで虐待の確証が得られないという理由で早期の通告が妨げられていたことを勘案し、虐待と思われる行為についても通告義務の範囲とされた。このように早期対応の要となる早期通告は、児童虐待防止法制定の目的を達成し、被虐待児の人権を擁護するためには、極めて重要な行為である。





表6 調査票 問Bにおけるピネット別各学生群における回答率

		ピネット					未記入			ピネット					未記入
		明らかに 必要ない	多分必要 ない	どちらとも 言えない	多分必要 ある	明らかに 必要ある				明らかに 必要ない	多分必要 ない	どちらとも 言えない	多分必要 ある	明らかに 必要ある	
事例1	1年生	0.8	14.2	33.1	30.7	20.5	0.8	事例21	1年生	4.7	18.9	37	26	12.6	0.8
	2年生	0.8	1.7	23.3	47.5	25.8	0.8		2年生	0	9.2	34.2	35.2	19.2	1.7
	介護等体験生	0	9.4	21.9	53.1	15.6	0		介護等体験生	18.8	21.9	34.4	18.8	6.3	0
事例2	1年生	0.8	17.3	29.1	34.6	18.1	0	事例22	1年生	0.8	7.9	28.3	38.6	22.8	1.6
	2年生	0	6.7	25.8	35	32.5	0		2年生	0	2.5	15.8	38.3	43.3	0
	介護等体験生	3.1	28.1	43.8	21.9	3.1	0		介護等体験生	6.3	6.3	25	46.9	15.6	0
事例3	1年生	28.3	44.1	23.6	3.9	0	0	事例23	1年生	0	0.8	10.2	18.9	69.3	0.8
	2年生	10.8	44.2	36.7	5.8	1.7	0.8		2年生	0	0	6.7	21.7	70.8	0.8
	介護等体験生	28.1	34.4	31.3	6.3	0	0		介護等体験生	0	0	15.6	6.3	78.1	0
事例4	1年生	2.4	22.8	37.8	33.9	3.1	0	事例24	1年生	0.8	3.1	15.7	33.9	46.5	0
	2年生	0.8	4.2	25	33.3	36.7	0		2年生	0	0.8	16.7	31.7	50.8	0
	介護等体験生	18.8	37.5	28.1	15.6	0	0		介護等体験生	0	3.1	31.3	31.3	31.3	3.1
事例5	1年生	8.7	34.6	40.2	11.8	3.9	0.8	事例25	1年生	0	4.7	20.5	46.5	28.3	0
	2年生	1.7	27.5	47.5	18.3	5	0		2年生	0	0.8	20	37.5	41.7	0
	介護等体験生	15.6	40.6	25	18.8	0	0		介護等体験生	0	0	25	43.8	31.3	0
事例6	1年生	33.1	33.9	23.6	6.3	3.1	0	事例26	1年生	11	26	45.7	10.2	6.3	0.8
	2年生	17.5	42.5	33.3	5.8	0.8	0		2年生	3.3	19.2	47.5	20.8	9.2	0
	介護等体験生	31.3	31.3	28.1	9.4	0	0		介護等体験生	15.6	25	43.8	15.6	0	0
事例7	1年生	0	1.6	6.3	23.6	68.5	0	事例27	1年生	0	3.1	14.2	37.8	44.9	0
	2年生	0.8	0	7.5	23.3	67.5	0.8		2年生	0	0.8	5.8	34.2	59.2	0
	介護等体験生	3.1	0	3.1	34.4	59.4	0		介護等体験生	0	6.3	15.6	37.5	40.6	0
事例8	1年生	5.5	19.7	42.2	18.1	9.4	0	事例28	1年生	0	0	1.6	10.2	85.8	2.4
	2年生	5	20.8	51.7	19.2	3.3	0		2年生	0	0.8	0.8	8.3	90	0
	介護等体験生	18.8	28.1	34.4	15.6	3.1	0		介護等体験生	3.1	0	0	15.6	81.3	0
事例9	1年生	13.4	37	36.2	8.7	4.7	0	事例29	1年生	0	0	6.3	23.6	69.3	0.8
	2年生	10.8	33.3	40	11.7	4.2	0		2年生	0	0.8	6.7	25	66.7	0.8
	介護等体験生	6.3	21.9	43.8	18.8	6.3	3.1		介護等体験生	3.1	0	6.3	25	65.6	0
事例10	1年生	0	1.6	8.7	18.9	70.1	0	事例30	1年生	2.4	5.5	37	29.1	26	0
	2年生	0	0	1.7	18.8	80	0		2年生	1.7	10.8	43.3	25.8	18.3	0
	介護等体験生	0	0	0	28.1	71.9	0		介護等体験生	3.1	3.1	34.4	40.6	18.8	0
事例11	1年生	1.6	18.1	36.2	24.4	19.7	0	事例31	1年生	2.4	8.7	49.6	20.5	18.1	0.8
	2年生	0.8	6.7	30	40.8	20.8	0.8		2年生	1.7	10.8	24.2	33.3	30	0
	介護等体験生	6.3	25	43.8	15.6	9.4	0		介護等体験生	6.3	12.5	40.6	25	15.6	0
事例12	1年生	6.3	24.4	41.7	16.5	10.2	0.8	事例32	1年生	0	0	6.3	14.2	79.5	0
	2年生	2.5	21.7	44.2	22.5	9.2	0		2年生	0	0	2.5	12.5	84.2	0.8
	介護等体験生	12.5	25	37.5	15.6	9.4	0		介護等体験生	0	0	6.3	18.8	75	0
事例13	1年生	0	6.3	15	40.2	38.6	0	事例33	1年生	0	0.8	4.7	37.8	55.9	0.8
	2年生	0	3.3	9.2	38.3	49.2	0		2年生	0	0.8	3.3	28.3	67.5	0
	介護等体験生	6.3	3.1	28.1	46.9	15.6	0		介護等体験生	0	3.1	3.1	43.8	50	0
事例14	1年生	0	0.8	0.8	7.9	89.8	0.8	事例34	1年生	3.1	15	48	22	11.8	0
	2年生	0	0	0.8	4.2	95	0		2年生	3.3	13.3	36.7	30	16.7	0
	介護等体験生	0	0	0	3.1	96.9	0		介護等体験生	3.1	12.5	50	18.8	15.6	0
事例15	1年生	3.9	21.3	48	16.5	10.2	0	事例35	1年生	4.7	27.6	53.5	8.7	5.5	0
	2年生	3.3	15	50.8	24.2	6.7	0		2年生	6.7	30.8	46.7	12.5	3.3	0
	介護等体験生	6.3	31.3	40.6	18.8	3.1	0		介護等体験生	6.3	28.1	56.3	9.4	0	0
事例16	1年生	7.1	31.5	35.4	20.5	5.5	0	事例36	1年生	0	0	2.4	20.5	77.2	0
	2年生	5	25	48.3	16.7	3.3	1.7		2年生	0	0	3.3	10.8	85.8	0
	介護等体験生	6.3	21.9	46.9	18.8	6.3	0		介護等体験生	0	0	6.3	25	68.8	0
事例17	1年生	0.8	3.9	12.6	17.3	65.4	0	事例37	1年生	0	0.8	9.4	42.5	47.2	0
	2年生	0	6.7	12.5	15	65.8	0		2年生	0	0.8	6.7	36.7	55.8	0
	介護等体験生	0	0	15.6	9.4	75	0		介護等体験生	0	3.1	21.9	40.6	34.4	0
事例18	1年生	0.8	8.7	26	40.2	24.4	0	事例38	1年生	0	3.9	22.8	32.3	40.9	0
	2年生	0.8	8.3	32.5	40.8	16.7	0.8		2年生	0	0	15.8	27.5	56.7	0
	介護等体験生	6.3	6.3	21.9	34.4	31.3	0		介護等体験生	6.3	0	28.1	40.6	25	0
事例19	1年生	0.8	1.6	14.2	35.4	48	0	事例39	1年生	0.8	4.7	26.8	26	41.7	0
	2年生	0	0.8	6.7	30	62.5	0		2年生	0.8	4.2	15.8	25.8	53.3	0
	介護等体験生	0	0	18.8	50	31.3	0		介護等体験生	3.1	6.3	25	28.1	37.5	0
事例20	1年生	1.6	5.5	21.3	51.2	20.5	0	単位 (%)							
	2年生	0	6.7	14.2	45.8	33.3	0								
	介護等体験生	0	6.3	15.6	53.1	25	0								

## まとめと今後の課題

本研究では、児童虐待防止に対して、大きな社会的役割を持つ保育者を養成する本校幼児教育学科学生の児童虐待に対する認識を、A養護学校で「介護等体験」を行った国立大学教員養成課程の学生等と比較することで把握し、今後の児童虐待に関する授業の展開において、どのようなことに留意する必要があるかを検討した。その結果、以下の2点の知見を得ることができた。

- 1 児童虐待に関する法に関しては、高い割合で法文を習得しているものの、それを行動規範にする意識が希薄であったことが明らかになった。したがって今後は、法に基づいた行動にどのような効果が期待できるのかを含めて、法の理念が確実に学習できるような授業の展開に留意していく必要があると考えられた。
- 2 「児童の権利条約」の規定にあるMaltreatmentに準拠して設定されたピネットにおいて、「不適切なかかわり」とさえ認識しない学生が多く存在していたことが明らかになった。したがって今後は、Maltreatmentに該当する行為全てについて、虐待に類する行為として認識していけるような授業の展開に留意していく必要があると考えられた。

また、今回の調査では、1年生群と2年生群とを比較すると、法文の習得及び虐待行動の認識等において、1年生群よりも2年生群のほうが成績はよく、したがって、本校幼児教育学科においては、学習の積み上げ効果が期待できる教育課程が編成されていることを推測させる結果も認められた。しかし、今回の調査は横断的調査であるため、それを結論づけることは困難であった。今後の課題としては、この結果が当該コホートのみに当てはまるものではないことを、縦断的調査を実施して検証していく必要がある。

## 引用・参考文献

- 1) 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち編集「防げなかった死」CAPNA出版、2000年。
- 2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」、2004年。
- 3) 「警察庁調べ：年齢別、男女別交 通事故死傷者数（平成16、17年）」、平成18年度版青少年白書、2006年。
- 4) 玉井邦夫（研究代表者）「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」平成14年度～15年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究促進費(1)）(課題番号：14800005)研究成果報告書、2004年。
- 5) 高橋重宏、庄司順一、中谷茂一、加藤順、澁谷昌史、木村真理子、益満孝一、栃尾勲、北村定義「『子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）』のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2) - 新たなフレームワークの提示とピネット調査を中心に - 」日本総合愛育研究所紀要第32集、1996年。
- 6) 高橋重宏、庄司順一、中谷茂一、山本真実、奥山真紀子、加部一彦、加藤純、才村純、北村定義「『子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）』のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(3) - 子どもの虐待に関する他職種間のピネット調査の比較を中心に - 」日本総合愛育研究所紀要第33集、1997年。
- 7) 文部科学省学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」、2006年。